

# 水戸市立内原中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

水戸市立内原中学校

(令和8年3月改訂)

## 1 はじめに

本校では、すべての生徒が安心して学び、健やかに成長できる環境づくりを最も重要な教育課題の一つと位置付けています。いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、その尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。また、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得るものであるという認識のもと、未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組むことが必要です。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年施行）の趣旨を踏まえ、すべての教職員が共通理解のもと、生徒一人一人に寄り添いながら、いじめの防止及び解消に向けて全力で取り組みます。また、家庭や地域、関係機関と連携しながら、生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進していきます。ここに、本校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定めます。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
[いじめ防止対策推進法 第2条第1項]

## 3 水戸市立内原中学校の基本的な方針

人権尊重の精神に基づき、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する

- 生徒一人ひとりの自己有用感を育てる学級経営の推進
- 豊かな心を培う道徳教育、体験活動の推進
- 全教育活動を通じて生徒の自治的活動の推進

## 4 いじめ防止等のために取り組む姿勢

学校、家庭、地域が、いじめ防止に向けた共通の認識を図り、連携して、生徒と共に取り組むことが大切である。

### (1) 学校

学校は、全ての生徒にとって、安心して生活し、学習できる場でなくてはならない。生徒指導上の4つの視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を大切に、生徒同士、生徒と教師のよりよい人間関係づくりの構築をめざす。また、いじめ行為等に対しては、その未然防止に努めると共に、発生時には、いじめを受けた生徒の立場を最優先に考慮し、組織として早急に対応する。

### (2) 生徒

いじめ防止対策推進法

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

一人ひとりが「いじめは人間として絶対に許されない」ことを理解すると共に、いじめを傍観している者も、いじめに関与していることと同じであるという認識をもてるようにする。

(3) 家庭

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、我が子がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うように努めなければならない。我が子がいじめを受けたとき、子どもの SOS をキャッチできるよう、子どもの変化を見逃さないようにすることが大切である。一方、我が子が、いじめに関与した時、子どもが自分の行為と向き合えるよう、共に悩み考え、心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。

(4) 地域

自分の子どもだけでなく、地域の子どもたちにも関心を持ち、学校、家庭と協力しながら地域の子どもを見守り、育てる意識をもって対応することが大切である。

## 5 いじめ防止等のための対策の内容

(1) 内原中学校いじめ防止対策委員会の設置

内原中学校いじめ防止対策委員会（以下「いじめ防止対策委員会」）を設置し、以下の者をもって構成する。

○ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、教育相談担当

\* 必要に応じて、部活動顧問、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、心の教室相談員

(2) いじめ防止等に向けた取組

	主な活動	具体的な取組
いじめの未然防止	○ 学年・学級経営の充実	・ チーム担任制の実施 ・ 人間関係づくりグループワークの実施
	○ 学習指導の充実	・ 分かる授業の推進 ・ 学び合い活動の実施 ・ 学習の約束の徹底
	○ 道徳教育の充実	・ ローテーション道徳の実施
	○ 人権教育の充実	・ 「いじめをなくそう人権教室」の開催 ・ SCによる授業プログラムの実施
	○ 情報モラル教育の推進	・ 「SNSによるいじめ防止に関する講演会」の開催 ・ タブレット使用の約束の徹底
	○ 教育相談体制の充実	・ SC、心の教室相談員の活用 ・ オンライン相談窓口の周知 ・ 「心の健康観察」の実施・点検
	○ 生徒会活動の充実	・ あいさつ運動の実施（毎週） ・ 各委員会によるキャンペーンの実施
	○ 教職員の連携体制の充実	・ 生徒指導部員会での情報共有 ・ いじめ防止対策委員会の開催 ・ 職員研修の実施「ポジティブ行動支援」
	○ 保護者・地域との連携	・ PTA 会議、学校運営協議会での情報共有 ・ 学校だより、ホームページでの発信

いじめの早期発見・早期対応	○日頃の観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有及び早期対応</li> <li>・校内巡視の実施</li> <li>・学校生活アンケートの実施（年6回）</li> <li>・いじめアンケートの実施（毎月）</li> </ul>
	○教職員の連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「心の健康観察」の活用</li> <li>・生徒指導部員会での情報共有（週1回）</li> <li>・職員会議での生徒指導目標の確認（月1回）</li> <li>・職員研修の実施（年3回）</li> </ul>
	○教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施</li> <li>・SC、SSW、心の教室相談員の活用</li> <li>・フリースクールの活用</li> <li>・オンライン相談窓口の活用</li> </ul>
	○保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話連絡や家庭訪問の実施</li> </ul>

## 6 いじめに対する措置

主な活動	具体的な措置
○いじめ防止対策委員会での検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係職員による情報共有及び対応確認</li> <li>・いじめ被害、加害、関係生徒からの正確な事実確認</li> <li>・安全の保障</li> <li>・サポート体制の構築（教職員、SC、SSWなど）</li> <li>・教育相談や家庭訪問等の実施</li> <li>・いじめ解消までの定期的なヒアリング（*1）</li> <li>・毅然とした指導や継続的な支援</li> <li>・保護者への説明と支援</li> <li>・関係機関との連携（市教育委員会、児童相談所、子育て支援課、警察等（*2））</li> <li>・市教育委員会への報告・連携</li> <li>・調査および調査結果の報告</li> <li>・規範意識の育成</li> <li>・豊かな人間関係育成のための指導法の見直し</li> </ul>
○事実確認と迅速な対応	
○いじめられた生徒への対応	
○いじめた生徒への対応	
○保護者、関係機関への情報提供と連携	
○重大事態への対応	
○再発防止のための支援	

### \*1 【学校におけるいじめの解消の定義】

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ・被害生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。

### \*2 【いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携】

生徒の命や安全を守ることを最優先に考え、犯罪行為・触法行為（暴力行為を含む）として扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

#### 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

- 学校と警察が、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
- 児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を

防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

- 重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察へ相談・通報を行い、学校として適切な対応を行う。

#### 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化

- 学校、警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底する。

#### 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・生徒の身体に重大な障害を負った場合
- ・生徒が金銭等に重大な被害を被った場合
- ・生徒が精神性の疾患を発症した場合

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

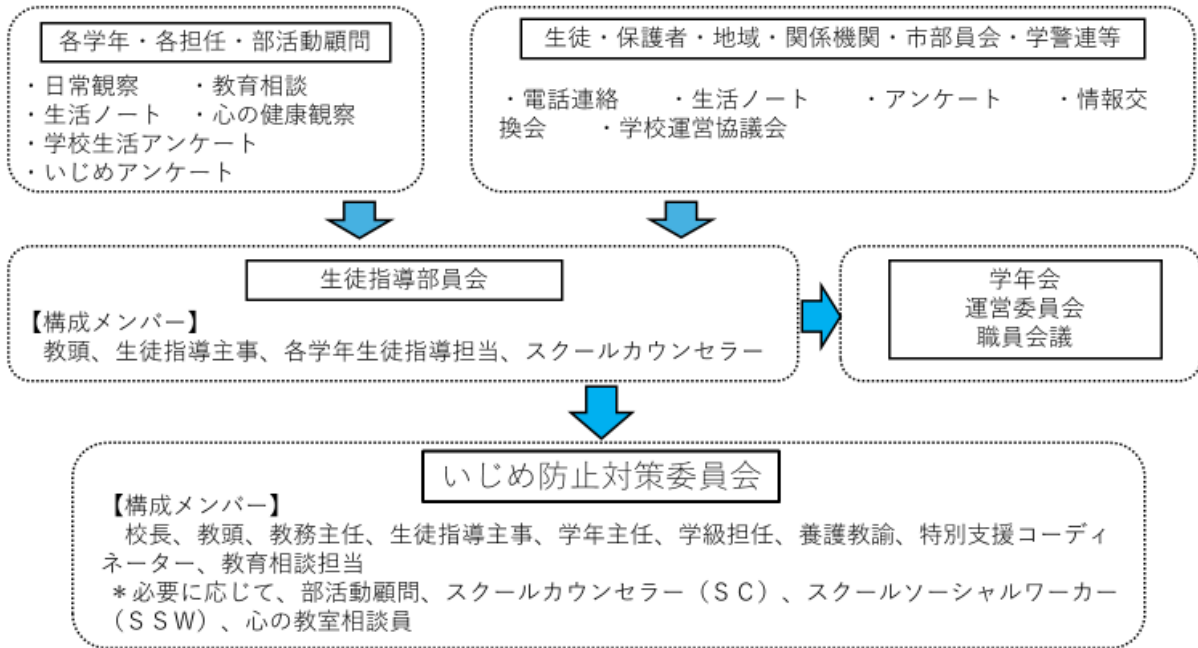
- ・いじめにより年間30日以上を越える欠席がある場合
- ・いじめにより一定期間連続して欠席しているような場合

### (2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

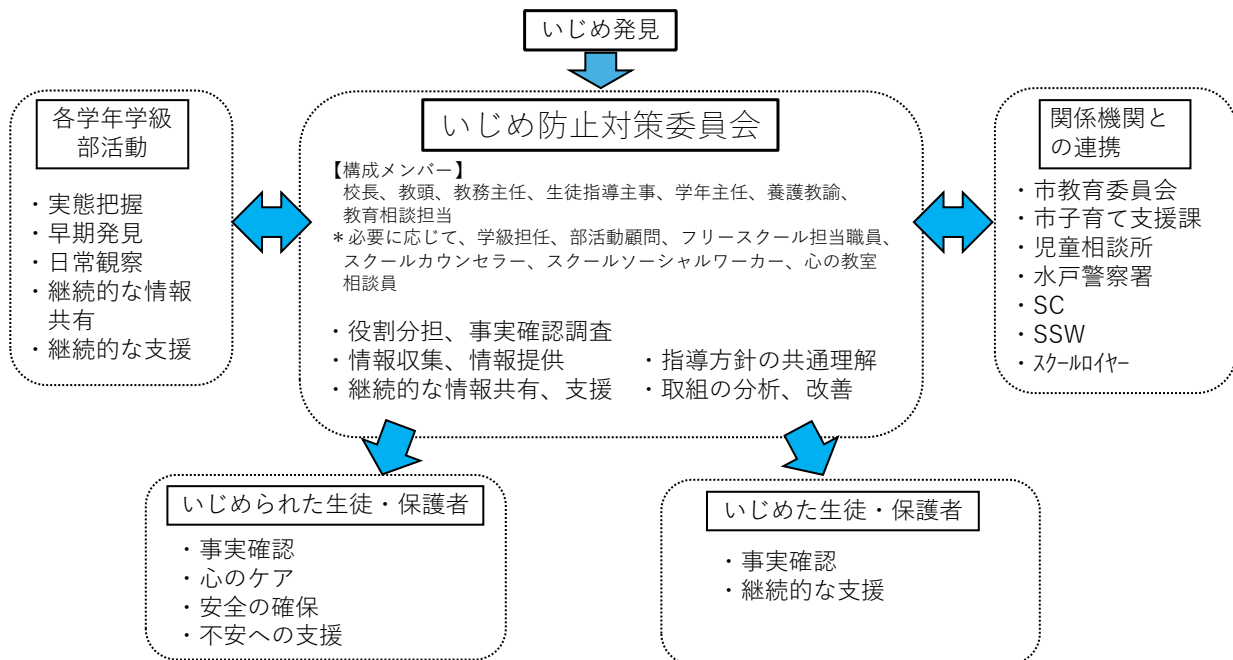
- 重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- 重大事態に該当するが、被害生徒や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して取り扱う。
- 被害生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

## 8 いじめ防止に向けた対応図

### (1) 平時



### (2) いじめ発生時



(3) 重大事態発生時

